

仕 様 書

令和6年5月2日

1 業務名

旧竹林院夏のライトアップ業務

2 趣 旨

大津の豊かな自然と歴史ある建造物をライトアップすることにより、大津の夜を一層魅力的なものとし、大津市のイメージアップと観光事業の活性化を図ることを目的とする。

3 主 体

公益社団法人びわ湖大津観光協会

4 内 容

(1) ライトアップ器材設営・撤去業務

ライトアップ実施にかかる器材の設営・撤去を行う。当協会所有の器材の使用は可能とし（※器材の種類・個数は別紙の通り）、必要であればそれ以外に持ち込みをしても構わない。なお、ライトアップの期間と場所は下記の通り。

[期間]

・点灯期間

令和6年7月27日（土）～9月8日（日） 予定

18時30分～21時30分 予定

・設営撤去期間

令和6年7月下旬（設営）、令和6年9月上旬（撤去）

[場所]

旧竹林院（駐車場エリアも含む）

(2) ライティングデザインの提案

旧竹林院がもつ庭園の美しさを活かし、写真映えスポットを意識したライティングデザイン並びに音響機材を用いた演出の提案を行うこと。その他、夏ならではの演出や、特殊な器材等を用いたライティング演出の提案は評価の対象とする。

(3) 保守業務

ライトアップ期間中、球切れ等の故障が発生した場合には、原則24時間以内の確認を行い、当協会の指示により即時対応可能な不具合については即時対応を行うこと。但し外的要因による破損など日数を要する不具合や故障の場合には、出来るだけ速やかに対応し、来場者に迷惑のかからないように務めること。尚、点検・保守にかかる費用については、労務費（整備）に含むものとする。

(4) 竣工図面の作成

竣工図面を作成し提出すること。

(5) 業務完了報告書の提出

撤去後は速やかに業務完了報告書を提出すること。

(6) その他

- ・通電にかかる電力会社への手続きは業務に含むこと。またその手続きにかかる費用も委託金額に含めること。なお、通電後の電気料金は当協会へ請求すること。
- ・設営、保守、点検業務においては来場者にケガ等させないように十分注意して業務にあたること。
- ・設置、撤去時は建物の文化財価値や景観を損ねないように特段の配慮をすること。
- ・来場者の安全確保のための措置もあわせて行うこと。
- ・各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項または本仕様書に疑義が生じたときは、当協会の決定に従うもの。

5 予算 3,000,000円(税込)を上限とする

6 提出期限 ①参加申込書提出 令和6年5月17日(金)17時00分まで
②企画提案書提出 令和6年5月31日(金)17時00分まで

7 今後のスケジュール

令和6年 5月17日 参加申込書提出期限
5月31日 企画提案書提出期限
6月 上旬 書類審査・結果通知(発送)
採択業者との詳細協議
7月 下旬 ライトアップ器材設営・ライトアップ開始
試験点灯・内覧会の実施
9月 上旬 ライトアップ器材撤去・ライトアップ終了

※会場の下見を希望する場合は下記担当者までお問い合わせ下さい。日時調整のうえ、当協会職員にて現地案内を行います。

提出・問合せ先 〒520-0037 大津市御陵町2-3 大津市立市民文化会館内
公益社団法人びわ湖大津観光協会事務局(担当:坪田)
TEL:077-528-2772
FAX:077-521-7330
メール:info@otsu.or.jp

※上記内容を勘案し、予算内で効果的な事業実施ができるようご提案下さい。書類選考による総合評価で選定いたします。

※提案書の作成にかかる費用等は予算に含みません。